



医療・福祉における最近の動向

2015年7月 (No. 14)
高井直樹会計事務所

障害福祉サービスの動向

日本の福祉分野は、大別すると老人福祉、児童福祉、障害者福祉、生活保護と概ね4分野に区分できると言われるが、今回は特に障害者福祉に焦点を絞り、最近の動向について考察したい。

1. 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成27年度介護報酬改定と同時期に、障害福祉サービス等報酬改定についても情報が公開されたが、マイナス改定と発表された介護報酬改定とは異なり、全体の改定率としては±0%となった。

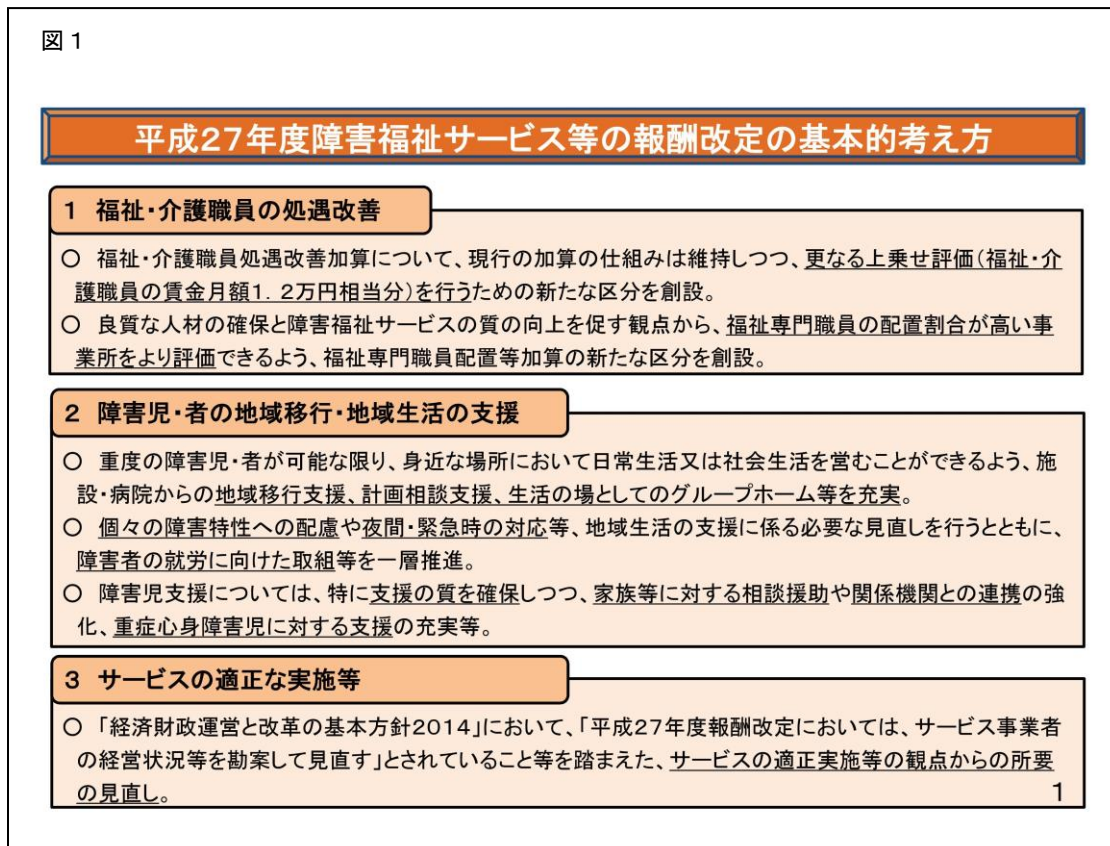
ただし、サービス毎の障害福祉サービス等報酬の設定においては、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、それぞれ改定内容がまちまちであり、事業所によっては減算回避のために人件費コストが上昇するケースもある。

また、先の国会において成立した「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」の公布による影響もあり、福祉・介護職員処遇改善加算が+1.78% 拡充される等、この分野における人材の確保、処遇の改善に関しても、重点的に改定されている。

今回の報酬改定におけるポイントは、図1のような3つの基本的考え方をもとにして方針が立てられている点にある。

この中で、「障害児・者の地域移行・地域生活の支援」が方針に掲げられているが、分かりやすく言えば、就労系サービス、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）の拡充を図り、老人福祉分野で謳われている地域包括ケアシステムの構築の推進と同様に、介護保険サービスと一体となって地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進したいということが、国の意向であると考えられる。

図 1



2. 就労系サービスの動向

就労系サービスは、以下の3種類に区分される。

(1) 就労移行支援

障害者が一般就労できるように、採用面接の訓練、就職活動の支援などを行うサービスである。

このサービスはある程度の規模を持つ企業が都道府県をまたいで参入しており、地域によっては新規参入が難しいケースがある。

また、本来の形で運営できる事業所ばかりではなく、中には特別支援学校を卒業する前の障害児(者)がアセスメント目的でごく短期間利用し、卒業後に就労継続支援B型を利用するケースも見受けられる。

(2) 就労継続支援A型

障害者が一般就労できるように、職業訓練をするサービスである。

事業所は障害者に働く場、トレーニングの機会を提供し、障害者は最低賃金以上の

賃金（最低賃金の減額の特例対象者を除く）を得て、一般就労を目指す。

このサービスは課題が多く、例えば以下のような事項が挙げられると考える。

- ① 二重契約問題（サービス利用契約と雇用契約）
- ② 特定求職者雇用開発助成金問題（暫定支給決定に関する問題）
- ③ 就労会計問題（利用者の賃金を賄う就労収益の確保の難しさ）

（3）就労継続支援B型

障害者が一般就労できるように、職業訓練をするサービスである点は就労継続支援A型と同じだが、利用者と雇用契約は締結せず、利用契約しか締結しないため、利用者に賃金は支給せず、内職等の作業に応じた工賃を支払う。

工賃は毎年実績報告をし、都道府県別に平均額が公表されているが、全国平均は徐々に上がっているものの、月額10,000円ほどの都道府県もある。

利用者は毎月の工賃と障害者年金、その他の自治体からの特別手当等（所得等によって制限あり。）で生活設計することになる。

3. グループホーム・ショートステイの動向

障害福祉サービスのグループホームは共同生活援助と言い、介護保険サービスのグループホームとは異なる。（以下、グループホームと表記する。）

以前はケアホームとグループホームがあり、ケアホームのことは共同生活介護と呼んでいたもので、事業所名称にケアホームと表記されているような事業所は、おそらく以前からホームを運営しており、世話人も配置していたと推察される。

補助事業においては、グループホームとショートステイ（短期入所。以下、ショートステイと表記する。）を一緒に開設する場合だと、ショートステイの施設整備分の補助金が加算されることが多いため、事業者によってはグループホームにショートステイを併設するケースも見受けられる。（補助事業の予算、内容は自治体によって異なります。）

国は精神病床の削減目標に沿って、その受け皿の一部としてグループホームを整備するような目標も立ててはいるが、グループホームを運営する事業所によっては、精神障害者の受入れ体制を整えるのが難しい事業所もあり、簡単には移行できないと予測され

る。

グループホームは2名から4名ほどの少人数のユニットを整備し、できるだけ地域に溶け込んで運営するのが理想形であるとされているが、1棟だけでは採算が取れないため、立地条件の良い場所に複数棟整備すると良い。

地域にもよるが、グループホームはまだまだ少なく、供給不足である地域は存在する。

4. 最後に

障害福祉サービスは、地域によって特定のサービスが不足しているケースもあるが、運営方法によっては採算が取れない場合があり、そのために誰も事業所を整備していないということも有り得る。

まずは自治体が立案する障害者福祉計画の行間を読み、その自治体が抱える課題やその地域のニーズに関する生の情報を収集して、真に地域福祉の充実に資するサービスを見極め、安定した運営ができるような事業計画と収支計画を立てる必要がある。

VI 文献リスト

1. 平成26年9月29日 厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第7回 障害福祉サービスにおける人材確保・処遇改善について
2. 平成27年2月12日 厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
3. 平成27年2月12日 厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 骨子版

(文責：医療福祉コンサルタント部 安藤)